

**【表紙】**

|                                                       |                     |
|-------------------------------------------------------|---------------------|
| <b>【提出書類】</b>                                         | 有価証券届出書の訂正届出書       |
| <b>【提出先】</b>                                          | 関東財務局長殿             |
| <b>【提出日】</b>                                          | 2025年9月25日提出        |
| <b>【発行者名】</b>                                         | ニッセイアセットマネジメント株式会社  |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>                                     | 代表取締役社長 大関 洋        |
| <b>【本店の所在の場所】</b>                                     | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号   |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>                                      | 投資信託業務部 茶木 健        |
| <b>【電話番号】</b>                                         | 03 - 5533 - 4608    |
| <b>【届出の対象とした募集（売<br/>出）内国投資信託受益証券<br/>に係るファンドの名称】</b> | ニッセイ日経225インデックスファンド |
| <b>【届出の対象とした募集内国<br/>投資信託受益証券の金額】</b>                 | 継続募集額 上限1兆円         |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>                                     | 該当事項はありません。         |

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月15日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項を、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド等における有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第14号の規定に基づく売買等の計画の変更にともない、新たな内容に改めるため本訂正届出書を提出します。

## 【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第3【その他】

<訂正前>

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
  - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
  - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
- コールセンター 0120-762-506  
(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 当ファンドは、配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す「日経平均トータルリターン・インデックス」の動きに連動する投資成果をめざし、当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日経225インデックスマザーファンドでは、「完全法」による運用を行います。
- また、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果をめざし「完全法」による運用を行うファンドとしてニッセイ日経225インデックスファンド・プロ（適格機関投資家限定）があります。

「日経平均トータルリターン・インデックス」や「日経平均株価（日経２２５）」の動きに連動する投資成果をめざし「完全法」による運用を行う各ファンドにおいて、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第１項第14号の規定に関し、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）は、次に記載の売買等を行う計画を有しています。

## 1-1．対象ファンド

### ニッセイ日経２２５インデックスマザーファンド

## 1-2．売買等の計画

日経平均トータルリターン・インデックスをベンチマークとする完全法による運用を行う。

### （１）売買等の別及び期日

#### 現物株式組入比率の調整の場合

- ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

##### ・現物株式の組入比率

$$\frac{(\text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当})}{(\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー})} \times 100$$

・ファンドの閾値：96～99%、基準値：98%

##### ○ 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

##### ○ 期日

・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

##### ○ 売買の別

・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

##### ○ 期日

・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。ただし、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。

・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### 「テクニカル上場」による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

企業再編にともない上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する会社が新規上場すること（以下同じ）。

##### ○ 売買の別

・「テクニカル上場」による指数採用銘柄について、ベンチマーク構成比とファンドの保有比率に乖離がある場合は、ベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

##### ○ 期日

・「テクニカル上場」による指数採用銘柄の上場日に執行する。

・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- 、 、 の場合には該当しないが、当日＋３営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。

##### ・キャッシュ比率

$$\frac{(\text{赤残が見込まれる日のキャッシュ残高})}{(\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー})} \times 100$$

・基準値：２％

##### ○ 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

##### ○ 期日

- ・当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

## （２）売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

### 現物株式組入比率の調整の場合

- 日経平均採用銘柄すべてについて、「単位株数」（株価換算係数×1,000）を計算する。ただし、キャップ調整比率を設定した銘柄は、株価換算係数に代えてキャップ調整済み株価換算係数を用いる。
- 各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）と「単位株数」を掛け合わせて、各銘柄の単位時価を計算する。
- 各銘柄の単位時価を合計することによって、日経平均採用銘柄すべてに株価換算係数1換算で1,000株ずつ等株数投資した場合の「単位時価合計」を計算する。
- ファンドの目標追加売買金額（算出方法は（１）を参照）を「単位時価合計」で除して「売買単位数」を算出する。
- 各銘柄の売買株数については、「売買単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、「テクニカル上場」による上場廃止のため、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

### ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- 目標追加売買金額を0として、と同様の方法でベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買株数を算出する。
- 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、の方法で算出する。

### 「テクニカル上場」による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

- 目標追加売買金額を0として、と同様の方法でベンチマーク構成比に合わせる売買株数を算出する。
- なお、「テクニカル上場」による指数採用銘柄の株価は、上場廃止となる銘柄の最後の日経平均終値算出に用いた株価に統合比率等を勘案した値とする。
- 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、の方法で算出する。

### キャッシュ残高の赤字（資金不足）が見込まれる場合

- ファンドの目標売却金額（算出方法は（１）を参照）を「単位時価合計」（算出方法は（２）を参照）で除して「売却単位数」を算出する。
- 各銘柄の売却株数については、「売却単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、「テクニカル上場」による上場廃止のため、期日が売買不可日となる銘柄の売却株数は0とする。

## 2-1．対象ファンド

ニッセイ日経225インデックスファンド・プロ（適格機関投資家限定）

## 2-2．売買等の計画

日経平均株価（日経225）をベンチマークとする完全法による運用を行う。

### （１）売買等の別及び期日

#### 現物株式組入比率の調整の場合

- ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

#### ・現物株式の組入比率

$$\frac{（前営業日の現物時価総額 + 前営業日の未収配当）}{（前営業日の純資産総額 + 前営業日申込キャッシュフロー + 当日申込キャッシュフロー）} \times 100$$

・ファンドの閾値：91～99%、基準値：93%

#### ○ 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

#### ○ 期日

・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- 売買の別

- ・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

- ・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。ただし、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

「テクニカル上場」による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

○ 売買の別

- ・「テクニカル上場」による指数採用銘柄について、ベンチマーク構成比とファンドの保有比率に乖離がある場合は、ベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

- ・「テクニカル上場」による指数採用銘柄の上場日に執行する。
- ・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- 、 、 の場合には該当しないが、当日＋３営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。

・キャッシュ比率

$$\frac{\text{（赤残が見込まれる日のキャッシュ残高）}}{\text{（前営業日の純資産総額＋前営業日申込キャッシュフロー＋当日申込キャッシュフロー）}} \times 100$$

・基準値：７％

○ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

- ・当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

（２）売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

現物株式組入比率の調整の場合

- 日経平均採用銘柄すべてについて、「単位株数」（株価換算係数×１,０００）を計算する。ただし、キャップ調整比率を設定した銘柄は、株価換算係数に代えてキャップ調整済み株価換算係数を用いる。
- 各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）と「単位株数」を掛け合わせて、各銘柄の単位時価を計算する。
- 各銘柄の単位時価を合計することによって、日経平均採用銘柄すべてに株価換算係数１換算で１,０００株ずつ等株数投資した場合の「単位時価合計」を計算する。
- ファンドの目標追加売買金額（算出方法は（１）を参照）を「単位時価合計」で除して「売買単位数」を算出する。
- 各銘柄の売買株数については、「売買単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、「テクニカル上場」による上場廃止のため、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は０とする。

ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- 目標追加売買金額を０として、と同様の方法でベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買株数を算出する。
- 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、の方法で算出する。

「テクニカル上場」による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

- 目標追加売買金額を０として、と同様の方法でベンチマーク構成比に合わせる売買株数を算出する。
- なお、「テクニカル上場」による指数採用銘柄の株価は、上場廃止となる銘柄の最後の日経平均終値算出に用いた株価に統合比率等を勘案した値とする。
- 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、の方法で算出する。

キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- ファンドの目標売却金額（算出方法は（１）を参照）を「単位時価合計」（算出方法は（２）を参照）で除して「売却単位数」を算出する。
- 各銘柄の売却株数については、「売却単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛合わせて算出する。ただし、「テクニカル上場」による上場廃止のため、期日が売買不可日となる銘柄の売却株数は0とする。

なお、委託会社には、指数の動きに連動する投資成果をめざし「完全法」による運用を行うファンドとして、前記ファンドのほか以下のファンドがあります。同ファンドにおいて、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第14号の規定に関し、委託会社は、次に記載の売買等を行う計画を有しています。

- ニッセイJPX日経400インデックスマザーファンド
- ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド
- ニッセイ国内株式スマートファクターインデックスマザーファンド

3-1. 対象ファンド

ニッセイJPX日経400インデックスマザーファンド

3-2. 売買等の計画

JPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとする完全法による運用を行う。

（１）売買等の別及び期日現物株式組入比率の調整の場合

- ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。
  - ・現物株式の組入比率  

$$\frac{(\text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当})}{(\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー})} \times 100$$
  - ・ファンドの閾値：95～99%、基準値：97.5%

○ 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

ベンチマーク構成銘柄の異動の場合○ 売買の別

・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。ただし、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。

・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

現物株式ポートフォリオの調整の場合

- 推定トラッキングエラーが閾値（3bp）を超過した場合に売買を行う。

○ 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- 、 、 の場合には該当しないが、当日 + 3営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。
  - ・キャッシュ比率

$$\frac{(\text{赤残が見込まれる日のキャッシュ残高}) \div (\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日  
申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー}) \times 100}{}$$

・基準値：2.5%

- 売買の別
  - ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。
- 期日
  - ・当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### （２）売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

― 現物株式組入比率の調整の場合

- J P X日経インデックス400の採用銘柄すべてについて、各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）、指数用株式数（期日の翌営業日）、浮動株比率（期日の翌営業日）を掛合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- 期日の前営業日の現物時価総額に目標追加売買金額（算出方法は（１）を参照）を加減した金額に、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

― ベンチマーク構成銘柄の異動、現物株式ポートフォリオの調整の場合

- 目標追加売買金額を0として、と同様の方法で各銘柄の売買株数を算出する。
- 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、の方法で算出する。

― キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- 現物時価総額に目標売却金額（算出方法は（１）を参照）を減じた金額に、J P X日経インデックス400に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

#### 4-1. 対象ファンド

ニッセイJ - R E I Tインデックスマザーファンド

#### 4-2. 売買等の計画

東証R E I T指数（配当込み）をベンチマークとする完全法による運用を行う。

##### （１）売買等の別及び期日

― 現物組入比率の調整の場合

- ファンドにおいて、現物組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるよう目標追加売買金額を決定する。
  - ・現物組入比率 = 
$$\frac{(\text{前営業日の現物時価評価額} + \text{前営業日の未収配当}) \div (\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー} - (\text{販売会社より大口連絡があったもの等})) \times 100}{}$$
  - ・閾値：97.5% ~ 98.5%
  - ・基準値：98.0%

- 売買の別
  - ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

- 期日
  - ・閾値超過を確認した日に執行する。ただし、当日執行に間に合わない時間帯で閾値超過が判明した場合は、翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

― ベンチマークとポートフォリオの各銘柄別構成ウェイト差の拡大にともなう売買

- 銘柄の異動等により（ただし、ベンチマークへの新規追加・削除の場合を除く）、ベンチマークとポートフォリオの各銘柄別構成ウェイトに0.1%を超えるウェイト差が生じた場合、ウェイト差を解消させるための売買を行う。なお、ベンチマークへの新規追加・削除についてはウェイト差の大きさに関わらず、ベンチマーク追加・削除後の構成比に合わせる売買を行う。
- 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、異動日以降、取引が行えるまで継続する。

（２）売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

― 現物組入比率の調整の場合

- 東証ＲＥＩＴ指数構成銘柄すべてについて、各銘柄の投資口価格、執行日の指数用株式数、執行日の浮動株比率を掛合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ファンドの保有投資口数に銘柄の投資口価格を掛合わせた現物時価評価額に目標追加売買金額（算出方法は（１）を参照）を加減した金額に、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

― ベンチマークとポートフォリオの各銘柄別構成ウェイト差の拡大にともなう売買

- 東証ＲＥＩＴ指数構成銘柄すべてについて、各銘柄の投資口価格、執行日の翌営業日の指数用株式数、執行日の翌営業日の浮動株比率を掛合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ファンドの保有投資口数に銘柄の投資口価格を掛合わせた現物時価評価額に上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ただし、マザーファンド内の現物組入比率が（１）で定める閾値を超過する場合は、（１）の方法で算出した目標追加売買金額を、ファンドの保有投資口数に銘柄の投資口価格を掛合わせた現物時価評価額に加減し、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有投資口数を算出する。
- 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

5-1．対象ファンド

ニッセイ国内株式スマートファクターインデックスマザーファンド

5-2．売買等の計画

MSCI 日本株式 マルチファクター指数シリーズ/ニッセイファクターリスクパリティ指数（グロス配当込み・円ベース）をベンチマークとする完全法による運用を行う。

（１）売買等の別及び期日

― 現物株式組入比率の調整の場合

- ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

・現物株式の組入比率

$$\frac{(\text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当}) \div (\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー} + \text{翌営業日申込キャッシュフロー（判明分）}) \times 100}{}$$

・ファンドの閾値：97～99%、基準値：98%

○ 売買の別

・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

― ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

○ 売買の別

・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（２）を参照）。

○ 期日

・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。ただし、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。

・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

― 現物株式ポートフォリオの調整の場合

- ベンチマークと現物株式ポートフォリオの各銘柄別構成比の差が閾値（ - 0.1% ~ + 0.1% ）を超過した場合に売買を行う。
  - 売買の別
    - ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（ 2 ） を参照）。
  - 期日
    - ・ 閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。
- キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合
- 、 の場合には該当しないが、当日 + 3 営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。
    - ・ キャッシュ比率  

$$\frac{(\text{赤残が見込まれる日のキャッシュ残高})}{(\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー} + \text{翌営業日申込キャッシュフロー} (\text{判明分}))} \times 100$$
    - ・ 基準値：2%
  - 売買の別
    - ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（ 2 ） を参照）。
  - 期日
    - ・ 当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

（ 2 ） 売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

現物株式組入比率の調整の場合

- 期日の前営業日の現物時価総額に目標追加売買金額（算出方法は（ 1 ） を参照）を加減した金額に、MSCI 日本株式 マルチファクター指数シリーズ/ニッセイファクターリスクパリティ指数に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

ベンチマーク構成銘柄の異動、 現物株式ポートフォリオの調整の場合

- 目標追加売買金額を0として、 と同様の方法で各銘柄の売買株数を算出する。
- 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、 の方法で算出する。

キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- 現物時価総額に目標売却金額（算出方法は（ 1 ） を参照）を減じた金額に、MSCI 日本株式 マルチファクター指数シリーズ/ニッセイファクターリスクパリティ指数に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

< 訂正後 >

- （ 1 ） 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- （ 2 ） 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。

（３）投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
- ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。

なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。

コールセンター ０１２０-７６２-５０６

（９：００～１７：００ 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（４）目論見書に以下の内容を記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

（５）目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第１ファンドの状況 ２ 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（６）目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。

（７）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

（８）当ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざし、当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日経２２５インデックスマザーファンドでは、「完全法」による運用を行います。

また、同インデックスの配当除きの値動きを示す日経平均株価指数の動きに連動する投資成果をめざし「完全法」による運用を行うファンドとしてニッセイ日経２２５インデックスファンド・プロ（適格機関投資家限定）があります。

これらの「完全法」による運用を行う各ファンドにおいて、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第１項第14号の規定に関し、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）は、次に記載の売買等を行う計画を有しています。

## 1.対象ファンド

### ニッセイ日経225インデックスマザーファンド

## 2.売買等の計画

日経平均トータルリターン・インデックスをベンチマークとする完全法による運用を行う。

### (1)売買等の別及び期日

#### ①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

- ・ 現物株式の組入比率

(前営業日の現物時価総額+前営業日の未収配当) ÷ (前営業日の純資産総額+前営業日申込キャッシュフロー+当日申込キャッシュフロー) × 100

- ・ ファンドの閾値：96～99%、基準値：98%

- ✓ 売買の別

- ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。(算出方法は (2) ①を参照)

- ✓ 期日

- ・ 閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- ✓ 売買の別

- ・ ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う。(算出方法は (2) ②を参照)
- ・ ただし、異動となる銘柄の全てで期日が売買不可日となる場合は、当該売買は行わない。

- ✓ 期日

- ・ ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。但し、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・ 何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ③「テクニカル上場」(※)による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

※ 企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する会社が新規上場すること

- ✓ 売買の別

- ・ 「テクニカル上場」による指数採用銘柄について、ベンチマーク構

成比とファンドの保有比率に乖離がある場合は、ベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）③を参照）

✓ 期日

- ・ 「テクニカル上場」による指数採用銘柄の上場日に執行する。
- ・ 何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

④キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- ✓ ①、②、③の場合には該当しないが、当日＋3営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。

・ キャッシュ比率

$$\text{（赤残が見込まれる日のキャッシュ残高）} \div \text{（前営業日の純資産総額} \\ \text{＋前営業日申込キャッシュフロー＋当日申込キャッシュフロー）} \times 100$$

・ 基準値：2%

✓ 売買の別

- ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）④を参照）

✓ 期日

- ・ 当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

(2)売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ 日経平均採用銘柄全てについて、「単位株数」（株価換算係数×1,000）を計算する。ただし、キャップ調整比率を設定した銘柄は、株価換算係数に代えてキャップ調整済み株価換算係数を用いる。
- ✓ 各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）と「単位株数」を掛け合わせて、各銘柄の単位時価を計算する。
- ✓ 各銘柄の単位時価を合計する事によって、「単位時価合計」を計算する。
- ✓ ファンドの目標追加売買金額（算出方法は（1）①を参照）を「単位時価合計」で除して「売買単位数」を算出する。
- ✓ 各銘柄の売買株数については、「売買単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- ✓ 目標追加売買金額を0として、①と同様の方法でベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を

超過する場合は、①の方法で算出する。

③「テクニカル上場」による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

- ✓ 目標追加売買金額を0として、①と同様の方法でベンチマーク構成比に合わせる売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。
- ✓ なお、「テクニカル上場」による指数採用銘柄の株価は、上場廃止となる銘柄の最後の日経平均終値算出に用いた株価に統合比率等を勘案した値とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、①の方法で算出する。

④キャッシュ残高の赤字（資金不足）が見込まれる場合

- ✓ ファンドの目標売却金額（算出方法は（1）④を参照）を「単位時価合計」（算出方法は（2）①を参照）で除して「売却単位数」を算出する。
- ✓ 各銘柄の売却株数については、「売却単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、「テクニカル上場」による上場廃止のため、期日が売買不可日となる銘柄の売却株数は0とする。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

<改訂日>

2025年9月25日

## 1.対象ファンド

### ニッセイ日経225インデックスファンド・プロ（適格機関投資家限定）

## 2.売買等の計画

日経平均株価指数をベンチマークとする完全法による運用を行う。

### (1)売買等の別及び期日

#### ①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

- ・ 現物株式の組入比率

$$\frac{(\text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当})}{(\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー})} \times 100$$

- ・ ファンドの閾値：91～99%、基準値：93%

- ✓ 売買の別

- ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）①を参照）

- ✓ 期日

- ・ 閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- ✓ 売買の別

- ・ ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）②を参照）
- ・ ただし、異動となる銘柄の全てで期日が売買不可日となる場合は、当該売買は行わない。

- ✓ 期日

- ・ ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。但し、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・ 何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ③「テクニカル上場」（※）による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

※ 企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する会社が新規上場すること

- ✓ 売買の別

- ・ 「テクニカル上場」による指数採用銘柄について、ベンチマーク構成比とファンドの保有比率に乖離がある場合は、ベンチマーク構成

比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）③を参照）

✓ 期日

- ・ 「テクニカル上場」による指数採用銘柄の上場日に執行する。
- ・ 何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

④キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- ✓ ①、②、③の場合には該当しないが、当日＋3営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。

・ キャッシュ比率

$$\frac{\text{（赤残が見込まれる日のキャッシュ残高）}}{\text{（前営業日の純資産総額＋前営業日申込キャッシュフロー＋当日申込キャッシュフロー）}} \times 100$$

- ・ 基準値：7%

✓ 売買の別

- ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）④を参照）

✓ 期日

- ・ 当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

(2) 売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ 日経平均採用銘柄全てについて、「単位株数」（株価換算係数×1,000）を計算する。ただし、キャップ調整比率を設定した銘柄は、株価換算係数に代えてキャップ調整済み株価換算係数を用いる。
- ✓ 各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）と「単位株数」を掛け合わせて、各銘柄の単位時価を計算する。
- ✓ 各銘柄の単位時価を合計する事によって、「単位時価合計」を計算する。
- ✓ ファンドの目標追加売買金額（算出方法は（1）①を参照）を「単位時価合計」で除して「売買単位数」を算出する。
- ✓ 各銘柄の売買株数については、「売買単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- ✓ 目標追加売買金額を0として、①と同様の方法でベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、①の方法で算出する。

③「テクニカル上場」による指数採用銘柄をベンチマーク構成比に合わせる売買の場合

- ✓ 目標追加売買金額を0として、①と同様の方法でベンチマーク構成比に合わせる売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。
- ✓ なお、「テクニカル上場」による指数採用銘柄の株価は、上場廃止となる銘柄の最後の日経平均終値算出に用いた株価に統合比率等を勘案した値とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、①の方法で算出する。

④キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- ✓ ファンドの目標売却金額（算出方法は（1）④を参照）を「単位時価合計」（算出方法は（2）①を参照）で除して「売却単位数」を算出する。
- ✓ 各銘柄の売却株数については、「売却単位数」に各銘柄の「単位株数」を掛け合わせて算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

<改訂日>

2025年9月25日

なお、委託会社には、指数の動きに連動する投資成果をめざし「完全法」による運用を行うファンドとして、前記ファンドのほか次のファンドがあります。当該ファンドにおいて、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第14号の規定に関し、委託会社は、以下に記載の売買等を行う計画を有しています。

- ニッセイJPX日経400インデックスマザーファンド
- ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド
- ニッセイ国内株式スマートファクターインデックスマザーファンド

## 1.対象ファンド

### ニッセイJPX日経400インデックスマザーファンド

## 2.売買等の計画

JPX 日経インデックス 400 (配当込) をベンチマークとする完全法による運用を行う。

### (1)売買等の別及び期日

#### ①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が中心値となるように目標追加売買金額を決定する。

- ・現物株式の組入比率

$$\frac{(\text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当})}{(\text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー})} \times 100$$

- ・ファンドの閾値：95～99%、中心値：97.5%

- ✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。(算出方法は (2) ①を参照)

- ✓ 期日

- ・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- ✓ 売買の別

- ・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う。(算出方法は (2) ②を参照)

- ・ただし、異動となる銘柄の全てで期日が売買不可日となる場合は、当該売買は行わない。

- ✓ 期日

- ・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。但し、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ③現物株式ポートフォリオの調整の場合

- ✓ 推定トラッキングエラーが閾値（3bp）を超過した場合に売買を行う。

- ✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。(算出方法は (2) ③を参照)

- ✓ 期日

- ・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

④ファンドが赤残（資金不足）の場合

- ✓ ①、②、③の場合には該当しないが、ファンドが当日＋3営業日までの間に赤残となる場合は、赤残回避に必要な目標売却金額を決定する。
- ✓ 売買の別
  - ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）④を参照）
- ✓ 期日
  - ・ 当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

(2) 売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

① 現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ JPX 日経インデックス 400 採用銘柄全てについて、各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）、指数用株式数（期日の翌営業日）、浮動株比率（期日の翌営業日）を掛け合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ✓ 期日の前営業日の現物時価総額に目標追加売買金額（算出方法は（1）①を参照）を加減した金額に、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は 0 とする。

② ベンチマーク構成銘柄の異動、③ 現物株式ポートフォリオの調整の場合

- ✓ 目標追加売買金額を 0 とし、①と同様の方法で各銘柄の売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は 0 とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、①の方法で算出する。

③ ファンドが赤残（資金不足）の場合

- ✓ 現物時価総額に目標売却金額（算出方法は（1）④を参照）を減じた金額に、JPX 日経インデックス 400 指数に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は 0 とする。

<改訂日>

2025 年 9 月 25 日

## 1.対象ファンド

### ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド

## 2.売買等の計画

東証ＲＥＩＴ指数（配当込）をベンチマークとする完全法による運用を行う。

### (1)売買等の別及び期日

#### ①現物組入比率の調整の場合

- ✓ ファンドにおいて、現物組入比率が閾値を超過した場合に、組み入れ比率が基準値となるよう目標追加売買金額を決定する。
  - ・ 現物組入比率＝（前営業日の現物時価評価額+前営業日の未収配当）  
÷（前営業日の純資産総額+前営業日申込キャッシュフロー+当日申込みキャッシュフロー（販売会社より大口連絡があったもの等））×100
  - ・ 閾値：97.5%～98.5%
  - ・ 基準値：98.0%
- ✓ 売買の別
  - ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（2）①を参照。）
- ✓ 期日
  - ・ 閾値超過を確認した日に執行する。但し、当日執行に間に合わない時間帯で閾値超過が判明した場合は、翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ②ベンチマークとポートフォリオの各銘柄別構成ウェイト差の拡大に伴う売買

- ✓ 銘柄の異動等により（但し、ベンチマークへの新規追加・削除の場合を除く）、ベンチマークとポートフォリオの各銘柄別構成ウェイトに0.1%を超えるウェイト差が生じた場合、ウェイト差を解消させるための売買を行う。尚、ベンチマークへの新規追加・削除についてはウェイト差の大きさに関わらず、ベンチマーク追加・削除後の構成比に合わせる売買を行う。
- ✓ 売買の別
  - ・ 目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う（算出方法は（2）②を参照。）
- ✓ 期日
  - ・ ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、異動日以降、取引が行えるまで継続する。

### (2)売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

#### ①現物組入比率の調整の場合

- ✓ 東証REIT指数構成銘柄全てについて、各銘柄の投資口価格、執行日の指数用株式数、執行日の浮動株比率を掛け合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ✓ ファンドの保有投資口数に銘柄の投資口価格を掛け合わせた現物時価評価額に目標追加売買金額（算出方法は（１）①を参照）を加減した金額に、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

②ベンチマークとポートフォリオの各銘柄別構成ウェイト差の拡大に伴う売買

- ✓ 東証REIT指数構成銘柄全てについて、各銘柄の投資口価格、執行日の翌営業日の指数用株式数、執行日の翌営業日の浮動株比率を掛け合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ✓ ファンドの保有投資口数に銘柄の投資口価格を掛け合わせた現物時価評価額に上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 但し、マザーファンド内の現物組入比率が（１）①で定める閾値を超過する場合は、（１）①の方法で算出した目標追加売買金額を、ファンドの保有投資口数に銘柄の投資口価格を掛け合わせた現物時価評価額に加減し、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有投資口数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。

<改訂日>

2025年5月16日

## 1.対象ファンド

### ニッセイ国内株式スマートファクターインデックスマザーファンド

## 2.売買等の計画

MSCI 日本株式 マルチファクター指数シリーズ／ニッセイファクターリスクパリティ指数（グロス配当込み・円ベース）をベンチマークとする完全法による運用を行う。

### (1)売買等の別及び期日

#### ①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

- ・現物株式の組入比率

$$\left( \text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当} \right) \div \left( \text{前営業日の純資産総額} + \text{前営業日申込キャッシュフロー} + \text{当日申込キャッシュフロー} + \text{翌営業日申込キャッシュフロー（判明分）} \right) \times 100$$

- ・ファンドの閾値：97～99%、基準値：98%

- ✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）①を参照）

- ✓ 期日

- ・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

- ✓ 売買の別

- ・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）②を参照）
- ・ただし、異動となる銘柄の全てで期日が売買不可日となる場合は、当該売買は行わない。

- ✓ 期日

- ・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。但し、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

#### ③現物株式ポートフォリオの調整の場合

- ✓ ベンチマークと現物株式ポートフォリオの各銘柄別構成比の差が閾値（－0.1%～＋0.1%）を超過した場合に売買を行う。

- ✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）③を参照）

- ✓ 期日

- ・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定

が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

④キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- ✓ ①、②、③の場合には該当しないが、当日＋3営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。

・キャッシュ比率

$$\frac{\text{（赤残が見込まれる日のキャッシュ残高）}}{\text{（前営業日の純資産総額} \\ \text{＋前営業日申込キャッシュフロー＋当日申込キャッシュフロー＋翌} \\ \text{営業日申込キャッシュフロー（判明分））}} \times 100$$

・基準値：2%

✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）④を参照）

✓ 期日

- ・当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

(2) 売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ 期日の前営業日の現物時価総額に目標追加売買金額（算出方法は（1）①を参照）を加減した金額に、MSCI 日本株式 マルチファクター指数シリーズ／ニッセイファクターリスクパリティ指数に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

②ベンチマーク構成銘柄の異動、③現物株式ポートフォリオの調整の場合

- ✓ 目標追加売買金額を0として、①と同様の方法で各銘柄の売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、①の方法で算出する。

③キャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合

- ✓ 現物時価総額に目標売却金額（算出方法は（1）④を参照）を減じた金額に、MSCI 日本株式 マルチファクター指数シリーズ／ニッセイファクターリスクパリティ指数に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

<改訂日>

2025年9月25日